

## 森林環境譲与税活用の基本的な考え方について

中野区における森林環境譲与税の活用に関する基本的な考え方について定める。

### 1 森林環境譲与税の概要

国は「国民皆で森林を支える仕組み」として、国税として賦課徴収する森林環境税を創設した。

森林環境税の目的は、国内の森林環境を適切に整備することによる地球温暖化や災害の防止、水源のかん養であり、森林環境譲与税として自治体へ譲与される。

市町村が森林を適切に維持管理するため「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用」として活用することとなっており、森林環境譲与税活用の実績については公表することが義務付けられるとともに、積み立てて次年度以降に活用することも可能となっている。

### 2 区における森林整備に関連する事業と連携自治体

- (1) 群馬県みなかみ町や福島県喜多方市における中野の森プロジェクトにおけるカーボン・オフセット事業
- (2) なかの里・まち連携自治体からのエコフェアへの参加、環境交流ツアーなどの取り組みによる森林の保全等に関する普及啓発事業

※なかの里・まち連携自治体

群馬県みなかみ町および福島県喜多方市（環境に関する協定あり）

茨城県常陸太田市・千葉県館山市・山梨県甲州市

### 3 森林環境譲与税活用の考え方

- (1) 区有施設への木材利用による普及啓発の推進

区有施設の新築あるいは改修等の施設整備事業において、区有施設への木材利用を推進することで、森を大切にする意識の醸成や森林整備を促進する意義を普及啓発していく。木材利用の方針について今後検討を進める。

- (2) なかの里・まち連携自治体との協力・事業の拡充

これまで、なかの里・まち連携自治体の協力により環境行動を促進する事業を実施してきたことを踏まえ、森林を保有する自治体における林業の振興、担い手の確保、木材製品の活用が森林資源の循環を生み、森林の適切な維持管理が進められていくよう経済、環境、産業などの交流を一層推進していく。

## ○参考

### 公共建築物等における木材利用の促進

木材を利用することが、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養、また山村その他の地域経済の活性化に資することから、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上を目的として「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年)が制定された。

法において地方公共団体は、「木材の利用の促進に関する施策の実施と公共建築物への木材利用に努める」こと、「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる」ことが規定されている。

#### (1) 国の木材利用促進方針

「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」策定

- ① 公共建築物は可能な限り木造化または内装等の木質化を図る。
- ② 高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、記者会見場など直接、間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分の木質化を推進する。

#### (2) 東京都の木材利用に関する方針

「東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」策定

- ① 公共建築物や公共工作物、備品および消耗品等については多摩産材を活用して木造化、木質化、木材製品を使用する。